

# 令和6年度

## ショベルローダー等運転技能講習実施のご案内

〒849-0921 佐賀市高木瀬西3丁目1番20号  
(公社)佐賀県トラック協会内

**陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部**  
TEL 0952-30-3456 FAX 0952-31-6441  
インボイス登録番号：T4-0104-0500-1852  
(佐賀労働局登録番号 第3-2号 登録有効期限2029.3.30)

事業者は、最大荷重1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転業務(道路上走行運転を除く)については、都道府県労働局に登録する教習機関が行うショベルローダー等運転技能講習を修了した者でなければ従事させてはならない、という就業制限が定められています。

つきましては、当支部において標記講習を下記のとおり実施しますので、ご案内申し上げます。

記

### 1 講習日時・場所

講習区分	月	日	時 間	場 所	
学 科	A・B	令和6年 11月8日(金)	8:30~18:10	佐賀市高木瀬西三丁目1番20号 (公社)佐賀県トラック協会	
実 技	1次	A・B	11月11日(月)	同 上	
		B	11月12日(火)		
		B	11月13日(水)		
	2次	A・B	11月14日(木)		8:15~17:30
		B	11月15日(金)		
		B	11月16日(土)		
定員 20名			電話予約受付開始日10月7日(月) から		
電話予約受付時間 午前9時~午後5時 【土・日・祭日除く】					

### 2 受講者区分及び受講料等

受 講 者 区 分	受 講 料	テキスト代	合 計
A ・自動車の大型特殊免許(カビラ限定を除く)を有する人 ・自動車の普通・準中型・中型・大型免許・大型特殊免許(カビラ限定あり)を有し、かつショベルローダー等特別教育(1t未満)を終了し、3ヶ月以上の運転経験を有する人 【学科1日 実技1日(初日のみ)】	16,500円 (税込)	1,870円 (税込)	18,370円 (内消費税10%) (税額1,670円)
B 自動車の普通・準中型・中型・大型免許及び大型特殊免許(カタピラ限定あり)を有する人 【学科1日 実技3日(連続)】	33,000円 (税込)	1,870円 (税込)	34,870円 (内消費税10%) (税額3,170円)

※ 受講料及び取扱い商品は全て税率10%です。

### 3 講習科目

学 科 講 習	実 技 講 習
○ 関係法令 【1時間】	○ ショベルローダー等の走行の操作【20時間】
○ ショベルローダー等の走行に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識【4時間】	
○ ショベルローダー等の荷役に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識【4時間】	○ ショベルローダー等の荷役の操作【4時間】
○ ショベルローダー等の運転に必要な力学に関する知識【2時間】	

\* 学科・実技それぞれの講習の最後に終了試験を行います。

### 4 受講申込方法

受付は電話予約後、申込書の提出となります。

**※ 原則として1会社2名迄といたします。**

申込書は陸災防佐賀県支部のホームページ <https://www.rikusaibou-saga.jp/> (「様式ダウンロード」ページの申込書PDFデータ) から印刷いただき、必要事項を記入・提出ください。

### 5 受講申込書の手続き

申込手続きは、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までといたします。

直接提出の場合は、当支部事務所までご持参ください。郵送の場合は、受講料の入金の確認後、学科の1週間前までに折返し受講票と領収証を返送しますので、**必ず返信用の封筒(定形110円切手貼付)を同封**してください。

**予約をキャンセルする場合は、当支部まで必ずお電話をお願いします。**

### 6 申込に必要なもの

受講申込書に必要な事項を記入して、次の書類等を添付してください。

(受講者区分Aの3ヶ月以上ショベルローダー等の運転経験を有する方は、証明欄に事業主の証明印と**ショベルローダー等運転技能講習特別教育の修了証のコピーを添付してください**)

- 3ヶ月以内にとった写真(3.5cm×2.5cm上半身無帽無背景)2枚 ※紙印刷不可
- 自動車運転免許証の写し(コピー)1枚
- 申込(受講)者氏名欄に受講者本人の氏名を記入し押印する。

### 7 受講料の支払い

受講料は申込時に直接支払い、又は現金書留・銀行振込みで納付してください。

**(振込先：佐賀銀行高木瀬支店 普通口座 1010058)**

**陸上貨物運送事業労働災害防止協会 佐賀県支部)**

**※ 受付後は、原則として受講料の払戻しや日程の変更はいたしません。**

### 8 その他

- (1) 本講習の修了試験合格者には、後日「修了証」を交付します。
- (2) 受講票は、修了証交付の際に必要なですので、大切に保管してください。
- (3) 受講者から当協会へ提出いただいた個人情報、労働安全衛生法等の規定に基づき講習修了の履歴、修了証の発行等の為に利用するものです。目的以外に使用することはなく、厳重な管理に努めております。
- (4) **本案内を、インボイス(適格請求書等)としてご利用ください。**